

達成しよう
組織数700人

はとがや

発行
建設埼玉 鳩ヶ谷地区本部
〒334-0013
川口市南鳩ヶ谷4-24-20
TEL 048-287-0066
FAX 048-287-0068
http://ken-hatogaya.com

秋の拡大月間

13年連続達成まであと4人 皆様の力が必要です



年に一度の機会を活用 健康保険証交換会

9月24日(日)、ふれあいプラザさくらにて「健康保険証交換会」を開催し、多くの組合員さんにお越し頂きました。

新しい保険証とともに記念品をお渡ししました。併せて組織拡大を呼び掛け、未加入者の紹介をお願いしました。

交換会に訪れた方には、

また、労災の休業補償や

インボイスへの不安等、組合員さんの各種相談にも対



同時に拡大の呼び掛けも



快く迎えてくれた太田さん(左)と薄井委員長(右)

8月から始まった秋の拡大月間は、2カ月経過して10人拡大(10月1日時点)となり、拡大目標の14名まであと4人です。建設埼玉全体では、322人の目標に対し256人の拡大、拡大率79.5%となっております。最後の追い込みが必要です。

9月3日(日)に拡大統一行動を行いました。役員9人と地区本部書記2人、本部の小山田書記次長を加え、計12人で25件の組合員宅を訪問しました。

3つの班に分かれて行動し、それぞれ粗品と組合パンフレットを携え、各組合員宅に向かいました。訪問先では、改めて組合メリットを説明し、未加入者の紹介をお願いしました。

留守のお宅には代わりにポスティングを行いました。インテリア太田さんを訪問した際には、奥様に対応して頂きました。薄井委員長より「組合に入っていない建設業の方と知り合う機会があったら連絡してほしい」とお願いしたところ、奥様は「分かりました。その時は連絡するよう主人に伝えておきます」と応じてくださり、組合活動に理解を示して頂きました。

加入者からの声

また、今回の訪問は、ここ1年ほどの間に加入された方や他組合から移動された組合員宅を中心に行いました。建設埼玉に移った後に不都合はないか等を確認する機会にもなり、有意義な訪問になりました。

拡大月間中は御礼を増額

組合では、8月1日から11月1日までを拡大月間として

応ずること、有益な会にするのが出来ました。建設国保の保険証は、有効期限が1年間で、毎年10月1日から更新となり、交換が必要です。まだ保険証を交換していない方は、組合事務所でお越しください。ご都合に合わせてお越しください。

鳩ヶ谷地区本部の組織人数は、期首683人でスタートし、10月1日時点で688人です。700人を目指して頑

今期の目標は700人

組合に入っていない現場仲間などに心当たりがある方は是非ご紹介ください。

います。鳩ヶ谷地区本部では、この期間に新規加入者をご紹介頂いた方にクオカード2000円と現金5000円を進呈させて頂いております。

りました。加入者からは「集會に呼ばれないのが大きい」「組合費の引落しが楽で大変良い」「前の仲間にも声を掛けたらいい」等の声を聞くことが出来、拡大に弾みを付けることが出来ました。

臨時休業のお知らせ

11月14日(火)
11月20日(月)

県外研修等のため、終日事務所を閉鎖いたします。ご了承ください。

張りましょう。ご協力お願いします。



ポスティングに精を出す瀬谷書記長

ただいま、秋の拡大月間中!

新規組合員を募集

身近な仲間をご紹介ください

組合に新規加入者を紹介すると...



紹介者にクオカード2,000円プレゼント

拡大月間中なら... さらに、現金5,000円をプレゼント

拡大月間：8月1日から11月1日まで

受講料 無料

働き方改革は、もう始まっています 「働き方改革関連法」説明会

2018年6月に「働き方改革関連法」が成立し、順次適用されています。この法改正は、労働者を雇用する全ての事業者が対象です。

法改正に備えて頂ければと思います。

「働き方改革関連法」説明会

日時：11月26日(日)

13時30分から2時

会場：建設埼玉会館

講師：松浦洋一郎
(社会保険労務士)

受講料：無料

定員：40人(先着順)

申込：同封のチラシをご記入の上、FAX(0481780120)

20)送信をお願いします。

また、希望者は後日個別相談を受けることができます。

で、自社の状況を個別に確認することが出来ます。

従業員を雇用している方は、是非この機会に受講して頂き、

締切：11月13日(月)

建設業も適用に

働き方改革関連法の主な項目				
項目	概要	施行日		根拠法
		大企業	中 小	
1 労働時間の状況の把握の実効性確保	● 現認や客観的な方法による労働時間の把握を義務化する。(管理監督者含むすべての労働者)	2019年4月1日	2019年4月1日	労働安全衛生法
2 時間外労働の上限規制	● 時間外労働の上限を原則月45時間、年間360時間とする。 ● 特別条項は年720時間、単月100時間(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度とする。	2019年4月1日	2020年4月1日	労働基準法
		2024年4月1日	2024年4月1日	
3 年次有給休暇の年5日取得義務	● 使用者は年10日以上有給休暇(有給)が付与されるものにして5日以上の有給を取得させる義務があり、そのために時季の指定を行うことができる	2019年4月1日	2019年4月1日	労働基準法
4 月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	● 月60時間を超える時間外労働に係る割増率を50%以上とする	-	2023年4月1日	労働基準法



働き方改革とは?

前提として、「労働契約書」「雇入通知書」の作成が必要です。

雇用主は労働者に対し労働条件など(雇用期間、仕事内容、勤務時間、休日、賃金など)について書面による通知が必要

です。これらを作成していない事業主の方はここから始めてください。

①労働時間の管理

「何時から何時まで働いた

か、労働時間なのか、休憩時間なのか」等を記録しなければなりません。そのためには、「出勤帳に○印を付けるだけ」ではなく、タイムカード等での管理が必要になります。

②時間外労働

従業員に間労働や休日出勤を課すには、「36(サブロク)協定届」を労働基準監督署に届ける必要があります。

③年次有給休暇

「雇入れの日から6カ月継続して雇われている」「全労働日の8割以上出勤している」の2つを満たしている場合、原則として10日以上の年次有給休暇を付与しなければなりません。そして、従業員の申し出の有無に関わらず、毎年

5日間の有給休暇を取得させる義務があります。

春の健診のお知らせ

【日 時】 2月25日(日)
 【受 付】 9時00分~12時00分
 【場 所】 鳩ヶ谷支所
 (川口市三ツ和1-14-3)
 【費 用】 組合員・建設国保加入者：無料
 上記以外の方 定期健診：8,800円
 基本健診：6,600円

【オプション】
 腫瘍マーカーセット・・・11,000円
 前立腺がん検査 ※1・・・2,610円
 子宮頸がん検査 ※2・・・2,200円
 卵巣がん検査 ※2・・・2,750円
 乳がん検査 ※2・・・2,750円
 ピロリ菌検査・・・1,560円
 B型肝炎検査・・・1,980円
 ※1は男性腫瘍マーカーセットに含まれます。
 ※2は女性腫瘍マーカーセットに含まれます。
 有機溶剤検査・・・2,340円
 ~4,680円
 溶接ヒューム検査・・・1,870円

★申込書は後日郵送いたします。

NEW メール・FAXでのお申込みが可能になりました インフルエンザ集団予防接種

昨年引き続き、インフルエンザ集団予防接種を開催します。この機会に是非ご利用ください。

日時：11月29日(水)

受付：14時~16時

場所：戸田商工会館

(上戸田1の21の23)

対象：18歳以上64歳まで

費用：組合員または建設国保加入者

1500円

3500円

右記以外の方

3500円



当日は先着順で接種

定員：70名

定員に達し次第締切

締切：11月17日(金)

申込：同封の申込書にご記入の上、接種料を添えて事務所までお越しください。

★注意事項

① 組合員・建設国保加入者以外の申込みは、「仮受付」とさせて頂き、受付状況によりお断りさせて頂く場合があります。

② 卵アレルギーのある方、妊娠されている方は接種出来ません。また、新型コロナウイルスのワクチンを接種する方は、前後15日間隔を空けるよう調整してください。

重要

標準報酬決定通知書提出のお願い

★建設国保に加入している法人事業所の方全てが対象です。

法人事業所の従業員が建設国保に加入するためには、厚生年金に加入している必要があります。これを確認するため、建設国保に加入している法人事業所につきましては、毎年「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」を組合員にご提出頂いております。手続きが完了し、お手元に届いておりましたら、速やかにご提出をお願いします。

70歳以上の方は、「厚生年金70歳以上被用者標準月額相金額のお知らせ」のご提出をお願いします。

鳩ヶ谷地区本部のホームページを開設しました

よろしく
お願いします♪

鳩ヶ谷地区本部HP